

議題				
第6回 中富良野町景観計画策定委員会				
開催日時	令和4年12月13日(火) 午後6時00分～午後8時00分	開催場所	中富良野町役場 会議室	
出席者	策定委員	大矢、細川、内田、長谷川、本間、荒木、安井、畠尾、菅、遠國		
	役場	事務局(企画課)		
	KITABA	窪田、百瀬、松浦、高橋	作成者	KITABA:松浦

## 議事内容

1	<p>自由意見・質問</p> <p>① 景観まちづくりの進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観まちづくりの取組のアイデアが委員から出された。(委員)</li> <li>・町民が主体となって景観計画に取組んでいく意識が大切。その意識がないと中富良野町の景観は守っていけない。(委員)</li> </ul> <p>② 大規模開発を抑制する届出対象行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採よりも心配なのは森林が誰かの手に渡って切り売りされ、海外企業に売買されること。景観条例で森林が海外企業に売られないようなことをうまく盛り込めないか。(委員)</li> <li>→景観計画では大規模開発の際に、基準値以上の開発を行う場合は町に届出が必要になり、開発行為に対して指導やチェックができるようになる。開発の内容に問題がある場合は勧告することができるのが、景観計画が唯一持っている効力になる。</li> <li>→届出対象行為の森林伐採のルールとして、敷地に対して緑を残しながら開発をする、というようなことを入れ込むこともできる。</li> <li>→現在、計画内では、3000㎡以上の開発行為、3000㎡以上の樹木伐採などを届出対象行為としており、北海道の基準より厳しく、周辺自治体と合わせた数字としている。計画を運用していく中で、もっと面積を小さくした方が良いとなれば、条例を改正していくことも可能である。</li> <li>→ニセコ町では、届出対象行為に掛かるものに対し、周辺住民への説明会で同意が取れないと開発計画などを町が受け取らない位置づけにしている。中富良野町でも取組んでみてはと思い、住民説明会の実施について計画に記載している。(事務局)</li> </ul> <p>③ 景観まちづくりの推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定後は、品質管理のPDCA(計画、実行、確認、改善)のように、計画や条例がどうやって実行されているか定期的に検証する仕組みを入れてほしい。(委員)</li> <li>・地域ごとの景観ガイドラインの検討は大切。景観形成の効果が期待できる。(委員)</li> <li>→ガイドラインは町民の目標として作る場合が多いが、景観計画と条例の中で地域ごとにガイドラインの作成を位置付けることで、その内容に沿って条例を改定することはありうる。(事務局)</li> <li>・ガイドラインを地域の推奨例として町民に提示し、納得していただいた上で取組んでもらうと、より住み良い町となる。(委員長)</li> </ul> <p>④ 中富良野町が目指す景観のビジョンの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中富良野町が目指す景観の完成予想図があれば、町民や来訪者にビジョンが伝わる。町民や事業者などとビジョンを共有することで、景観をより良くしていくための議論を継続できる。(委員)</li> <li>・あさひかわ北彩都では、ランドスケープアーキテクトのウィリアム・ジョンソンが検討段階で完成予想図を描き、様々な事業主体がビジョンを共有できた。ひとつの目標に向けてどう取組むかを考えるきっかけとなる。それがうまく機能し、現在の旭川駅周辺の景観が生まれた。(委員長)</li> </ul>
---	---

次回「第7回 中富良野町景観計画策定委員会」について

開催日時等は別途連絡

以上